

文化芸術による地域振興事業費助成金交付要綱

第1 趣旨

公益財団法人静岡県文化財団（以下「文化財団」という。）は、文化芸術の力を活用して地域社会の活性化を目指す県民主体の活動を支援し、創造的で感性豊かな地域社会の形成を促進するため、文化芸術による地域振興を実施する団体に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、文化芸術による地域振興助成金実施要領及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「文化芸術による地域振興事業」とは、財団内に配置された専門人材の助言等を活用し、社会の様々な分野の担い手による地域の活性化や社会課題への対応等を目指した創造的な取組に対して支援を行う事業をいう。
- (2) この要綱において、「文化芸術による地域振興事業を実施する団体」とは、静岡県内に拠点を置くまちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業など社会の幅広い分野の民間団体・グループ（法人格の有無は問わない）をいう。

第3 助成対象経費及び助成率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 助成の対象の特例

文化芸術による地域振興であって、交付の決定の前に着手したものについては、助成の対象とすべき特別な理由があると文化財団理事長が認めた場合に限り、助成の対象とするものとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）ただし、エについては概算払申請（交付決定額の70パーセント以内で1,000円未満切捨て）をする場合のみ添付するものであること。
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付決定

文化財団は第5に規定する交付申請書を受理した場合は、別に定める選考の視点に基づき内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ文化財団理事長の

承認を受けなければならないこと。

ア 助成事業の内容の変更をしようとする場合

イ 助成事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の 20 パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに文化財団理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、文化財団理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

第 8 変更の承認申請

提出書類 各 1 部

ア 変更承認申請書（様式第 5 号）

イ 変更事業計画書（様式第 2 号）

ウ 変更収支予算書（様式第 3 号）

第 9 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

ア 実績報告書（様式第 6 号）

イ 収支決算書（様式第 3 号）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日（第 5 (1) のウにより助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して 30 日を経過した日）又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日まで。

第 10 助成金の額の確定

文化財団は、第 9 による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金の額を確定するものとする。また助成金の額を確定したときは、速やかに交付確定通知書（様式第 11 号）を交付するものとする。

第 11 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 7 号）

(2) 提出期限

交付確定通知書を受領した日から起算して 5 日を経過した日まで

第 12 概算払の請求手続

提出書類 各 1 部

ア 概算払請求書（様式第 7 号）

イ 資金状況調べ（様式第 4 号）

第 13 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該助成金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に助成金所要額を助成対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを助成金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を助成金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う助成金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 8 号）により速やかに文化財団理事長に報告するとともに、文化財団理事長の返還命令を受けてこれを文化財団に返還しなければならないこと。

第 14 事前着手の手続き

助成事業者は、この要綱の第 2 (1)に定める事業において交付決定前に事業着手する必要がある場合は、様式第 9 号により事前着手届を提出し文化財団理事長の承認を受けなければならない。

第 15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、文化財団理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の助成金から適用する。

別表（第3関係）

助成の対象			助成金額 上限	助成率
事業の区分	対 象	助成対象経費		
地域はばたき支援	地域資源の活用や社会課題への対応を目指す先駆的な取組で、他地域や当該分野のモデルとして県内外に発信するプログラム	報償費、制作費、委託費、会場費、運搬費、賃金・社会保険料、旅費、通信費、著作権料、広告・印刷費、消耗品費	5,000千円	助成対象経費の4分の3以内又は2分の1以内 ^{※2}
地域かがやき支援	地域資源の活用や社会課題への対応を目指す先駆的なプログラム		2,000千円	
地域はじまり支援	地域資源の活用や社会課題への対応を目指す先駆的なプログラムの実施に向けた試行的な取組		300千円	助成算定経費 ^{※1} の10分の10

※1 助成事業の実施に要する経費から補助金、負担金、その他の収入（自己資金を除く）を控除した額のうち助成対象経費に該当する経費

※2 助成率上限

	プログラムの実施者	助成率上限
ア	非営利の民間団体・グループ (市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校、公益法人、市町が加わる実行委員会等は除く。)	4分の3以内
イ	上記ア以外の団体・グループ (企業、市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校、公益法人、市町が加わる実行委員会等)	2分の1以内

様式第1号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

文化芸術による地域振興事業費助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人静岡県文化財団理事長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

年度において文化芸術による地域振興事業を実施したいので、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 事業の種類

2 交付申請

(1) 金額 円
(助成金所要額) (助成金に係る消費税仕入控除税額等) (助成金
額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

3 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

様式第2号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1. 応募団体

団体名	
代表者氏名	
団体等所在地	〒
団体等連絡先	電話： Email：

2. 事業内容

<p>1. 事業の目的</p> <p>*応募企画書の内容をもとに、何を成果とするのかを合意して明記してください。特に「該当する文化・芸術分野の選択」を意識して、静岡県の課題解決や価値創造に貢献するという視点を含めてください。</p>
<p>2. 事業内容</p> <p>①対象者</p> <p>*事業の目的に照らして、誰を対象として事業を行うのか（複数でも可）を記載してください。</p> <p>②提供価値（変化・効果）</p> <p>*上記①の対象者への提供価値（生み出す変化・効果）について、想定していることを具体的に記載してください。</p> <p>③実施体制</p> <p>*上記①、②の事業を行う上での実施体制を記載してください。</p>

3. 事業計画と達成目標

*達成目標には、当該プログラムを直接的に享受する人数、また間接的にも関係する人数を入れてください。

時 期	事業計画	達成目標（達成度合いを示す基準/指標）
1年間		

4. 202X年度の事業スケジュール

*応募企画書の内容をもとに、準備・事業実施・実施後の報告書の作成まで、それぞれの日程と作業内容を見直して、内容を具体的に記載してください。またイベントであれば、予定集客人数と収入額も入れてください。

時 期	具体的実施内容

(注) 変更事業計画書の場合は、変更部分に下線を引くこと。

様式第3号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部 （単位：円）

区 分	予 算 額 (変更予算額) ① (決 算 額) ①	(予 算 額) ②	差 額 (②-①)	内 訳
自 己 資 金				
補助金・助成金				
寄付金・協賛金				
事 業 収 入				
そ の 他				
小 計 (A)				
アーツカウンシル しずおか助成額 (B)				
収入計(C) = (A)+(B)				

2 支出の部 （単位：円）

区 分	予 算 額 (変更予算額) ① (決 算 額) ①	(予 算 額) ②	差 額 (②-①)	内 訳
報 償 費				
制 作 費				
委 託 費				
会 場 費				
運 搬 費				
賃金・社会保険料				
旅 費				
通 信 費				
著 作 権 料				
広告・印刷費				
消 耗 品 費				
助成対象経費計 (D)				
助成対象外経費 (E)				
支出計(F) = (D) + (E)				

(注)・1の合計額 (A+B) と2の合計額 (D+E) は一致させてください。

- ・内訳は必ず記入してください。内訳に入らない場合は別紙（様式自由）を提出ください。
- ・予算額は上記の区分に振り分けて記入してください。

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

文化芸術による地域振興事業計画変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人静岡県文化財団理事長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた文化芸術による地域振興事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 計画変更の理由

3 変更の内容

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

公益財団法人静岡県文化財団理事長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた文化芸術による地域振興事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日： 年 月 日		
1. 事業の目的		
2. 事業内容（アウトプット）		
項 目	内 容	アウトプット
①対象者		
②提供価値 （変化・効果）		
③実施体制		
3. 計画に対する目標の達成度合い（アウトカム）		
時期	事業計画と達成目標	目標に対する達成度合い
1年間		-

上記の目標に対する達成度合いに関する考察	
4. 事業の総括 *目的に対して実施内容やそれによって得られたアウトプット(結果)、アウトカム(変化・効果)がどれだけ適切だったのかを、以下の観点で総括してください。	
a. 活動地域の課題の着眼点の妥当性	企画内容は、どれだけ活動地域の課題を的確に把握できていたものだったか?
b. 実施内容の妥当性	上記 a の活動地域の課題を解消するために、打ち手(事業内容)はどのくらい妥当だったか?
c. 実施体制	上記 b の提案プログラムを行う上で、実施体制(内部および外部ステークホルダーとの連携も含めて)は十分であったか?
d. 実施プロセスおよびアウトプット	上記 b の事業実施は、計画通りにできていたか?
e. アウトカム	提供価値(変化・効果)を示す具体例をあげてください
5. 事業の改善点・今後の展望と継続性 *4の総括を踏まえて、次年度事業のために教訓・改善点などを書いてください。	

※事業の詳細を記載した資料(任意様式)、写真、パンフレット、ウェブサイトの出力等を添付してください。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により助成金の交付の確定（決定）を受けた文化芸術による地域振興事業の助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

公益財団法人静岡県文化財団理事長
氏 名 様

住 所 _____

団体名 _____

代表者 氏名 _____ 印

<振込先>

_____ 銀行／信用金庫 _____ 支店

フリガナ
口座名義 _____

口座番号 普通／当座 _____

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

公益財団法人静岡県文化財団理事長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた文化芸術による地域振興事業の助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 助成金の確定額

金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 助成金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4 助成金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

文化芸術による地域振興事業事前着手届

年 月 日

公益財団法人静岡県文化財団理事長
氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

文化芸術による地域振興事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 事業名

2 事前着手の理由

申請事業については、速やかな事業実施が必要なため、交付決定前に着手しますので届け出ます。なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

3 事前着手（予定）日（事業準備を含む事業開始日）

年 月 日

※事前着手（予定）年月日以前の支出は交付対象外です。

別記条件

- (1) 本事業については、助成金交付申請日から助成金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 助成金交付決定を受けた助成金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。

静文財第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人静岡県文化財団
理事長 印

文化芸術による地域振興事業費助成金の
交付（決定）及び概算払い（承認）について

令和 年 月 日付けで申請があった文化芸術による地域振興事業費助成金の交付について、下記 1 のとおり決定します。

については別添「交付決定にあたっての注意事項」を熟読し、注意事項を把握した上で事業を実施してください。

なお、概算払いについては、下記 2 のとおり承認します。概算払い請求書（様式第 7 号）及び資金状況調べ（様式第 4 号）を提出してください。

記

1 決定の内容

(1) 対象事業

(2) 金 額

千円

2 承認の内容

(1) 金 額

千円

(2) 時 期

月

様式第 11 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

静 文 財 第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人静岡県文化財団
理事長 印

文化芸術による地域振興事業費助成金の交付について（確定）

年 月 日付け静文財第 号により決定した文化芸術による地域
振興事業費助成金の交付について、下記のとおり確定します。

記

1 確定の内容

(1) 対象事業

(2) 金 額

①交付決定額 円

②交付確定額 円

※請求書（様式第 7 号）を提出してください。